

平成 17 年 3 月 28 日

組合員 各位

ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合

## **ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合並びにニッセイ・ウェルス生命保険(株) が共同で実施する健康診査事業の公表について**

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合では、健康診査事業について、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

### **1. ニッセイ・ウェルス生命保険(株)との健康診査事業の共同実施について**

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

### **2. 共同利用する健診データ項目について**

生活習慣病予防健診、人間ドック、法定健診の受診者に係る  
氏名、生年月日、事業所名、社員 CN、健診データ(実施項目)、健診未実施項目、健診実施機関名、健診実施機関所在地、相談・指導内容、所見

### **3. 健診データを共同利用する範囲について**

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 人事部

### **4. 健診データを共同利用する者の利用目的について**

当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同して行い、被保険者に対して、健診結果に基づく事後指導等を効果的に行なうため、個人情報を共同で利用します。

### **5. 健診データの管理責任者名(もしくは名称)について**

健診データの管理責任者は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社人事部長とニッセイ・ウェルス生命健康保険組合常務理事です。